

1. 保護者引き渡しを実施するケース

- ◎ 大規模な自然災害(地震・津波等)が発生し、大きな被害が出たとき
- ◎ 不審者が園に侵入し、実被害が出たとき

2. 保護者引き渡しについての連絡手段

- ① 通信手段(携帯メール・電話)が使えるとき
 - ・保護者引き渡しを実施する場合は、原則、幼稚園から連絡をします。
幼稚園から保護者あてにメール配信(パステルApps)または電話により連絡しお子さんの引き取りを依頼します。
 - ・災害伝言ダイヤル「171」により、情報の確認
- ② すべての通信手段が途絶し、連絡ができないとき
 - ・幼稚園に園児は待機をし、保護者の引き取りを待ちます。
上記の「保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来園するようにお願いします。

3. 引き渡し場所

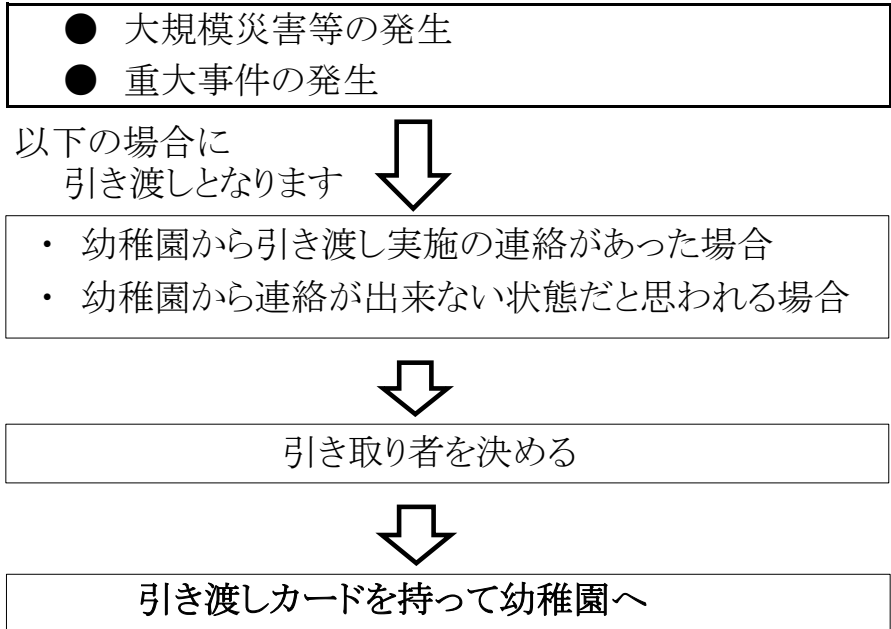
- ① 幼稚園内の安全な場所
 - ・園児は、各保育室で待機しています。各保育室にお迎えに来て下さい。
 - ・園舎内が危険な場合は、右図 7 のように園庭での引き渡しになります。
- ② スクールバス乗車中の場合は、最寄りの安全な場所での引き渡しとなります。

4. 緊急引き渡しカードの提出 (4月に配布済みです)

円滑かつ安全な引き渡しのために、引き渡しカードを使用して引き渡しを行います。以下の点についてご協力をお願いします。

- ① 引き取りに来る人(引き取り登録者)を決めて、引き渡しカードに記入して下さい。
 - ・引き取り登録者の1番には、保護者を登録してください。
 - ・引き取り登録者の2番以降は、1番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者(保護者・親族等)を登録してください。
 - ・保護者以外の引き取り者は、お子さんが確認できる人をお願いします。
 - ・引き渡しカード(携帯用)は、災害・緊急時連絡表・引き渡しカード(園保管用)と同じ順位で記入をし、それぞれの引き取り登録者の方がお持ちください。
- ② 災害・緊急時連絡表(園保管用)に記入をして、園に提出して下さい。
- ③ 引き渡しカード(携帯用)は切り取り、それぞれの引き取り者に渡して下さい。
引き渡し時に必要になりますので、必ず常備、携帯して下さい。

5. 引き渡しの手順



※ 引き渡しカードがないと引き渡せません。

◎ 園児の引き渡し

- ・ 引き渡しの際は、クラス別の名簿に時間を記入して下さい。
- ・ 園児は、保護者または、緊急時連絡・引き渡しカード(園保管用)に記載されている方に引き渡します。
引き取り者が保護者でない場合は、園児にも確認をしてから引き渡します。
- ・ 各ご家庭の引き取り者は、引き渡しカードを常時携帯し、園児引き渡しの際には必ず、ご持参ください。
- ・ 兄弟で在園の場合は下のお子さんのクラスから引き取りをして下さい。

6. 残留園児の保護

- ① 保護者から連絡があり、保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者が引き取りに来るまで幼稚園において保護致します。

7. 引き渡し時の隊形 (園庭の場合)

引き取りに来られた方は、クラスの前に並んで下さい。

